

両晉における爵制の再編と展開

—五等爵制を中心として—

袴田 郁一

はじめに

古代中国における爵位制度とは、西欧や近代日本のように単に榮爵を表すだけのものではない。西嶋定生が漢代の所謂二十等爵制の研究から、「上は皇帝より下は編戸の民までが同一の爵制的秩序に編成されるものである」ということが推論され、……そしてこのような国家秩序と合致する爵制的秩序こそ、皇帝による個别人身的支配の成立する場であり、その支配の性格やあるいはまた皇帝権の性格もこの秩序構造の性格によつて規定される」と述べたように、爵制による秩序は国家的身分制度を形成する。西嶋は、爵制的秩序こそが皇帝による個别人身的支配を成立させる場を生むとした。渡邊義浩もまた西嶋の理解を踏まえ、「爵制は本来、国家的秩序の表現であり、賜爵により形成されるものは国家的身分制である」と、漢代において爵制的秩序により国家的身分制が形成されたことは否定されない、とした。^(三)

この様な観点に立つた際、その漢代二十等爵制に最初の改革を迫り、五等爵制を施行した魏晉の爵位制度は、如何なる国家的身分制度を築いたのであろうか。本稿は、西晉初における五等爵制度が如何なる爵制的秩序を志向し、かつその後の西晉後期から東晉にかけて如何に展開するかの検討を目的とするものである。

一、西晉五等爵の研究

魏晉革命を目前にした司馬昭政権下の咸熙元（二二六四）年、從来行われていた二十等爵制が再編され^(四)、以下のように五等爵制度が制定された。

咸熙元年……己卯、進晉公爵爲王、封十郡、并前二十。丁亥、封劉禪爲安樂公。夏五月庚申、相國晉王奏復五等爵。（『三國志』卷四 三少帝紀 陳留王免 咸熙元年）

秋七月、帝奏司空荀顥定禮儀、中護軍賈充正法律、尚書僕射裴秀議官制、太保鄭沖總而裁焉。始建五等爵。（『晉書』卷二 文帝紀）

秀議五等之爵、自騎督已上六百餘人皆封。（『晉書』卷三十五 裴秀傳）

これらを始め、各史料中^(五)に見られる爵位の上下関係をまとめれば、おおよそ以下の様な爵制体系であつたと考えられる。

【漢代】

諸侯王▽列侯(二〇)▽關内侯(一九)▽大庶長(一八)……▽五大夫(九)▽公乘(八)……▽公士(二)

【曹魏】

諸侯王▽列侯(縣▽鄉▽亭)▽關内侯▽名號侯▽關中侯▽關外侯▽五大夫……▽公乘

【西晉】

諸侯王▽五等爵(公▽侯▽伯▽子▽男)▽列侯(縣▽鄉▽亭)▽關内侯▽名號侯▽關中侯……

さて五等爵制に関する代表的研究には、越智重明^(六)と渡邊義浩のものがある。

越智の研究は、五等爵制が「どれだけ封建の実を備えているか」という問題、すなわち周代に存したと考えられている封建制にその制度がどれだけ接近するものであつたかという問題を第一に掲げる。その上で越智は西晉五等爵の特徴として、主に以下の五点を指摘する。

①封爵は、嫡妻長子、嫡出長孫、嫡妻長子の兄弟の順で繼承することを原則とする。しかし直系男子を欠いた場合でも從子、從孫など傍系への繼承が可能である。加えて有爵者が新たに他の爵を賜与された場合、旧爵を庶子などに繼承させる事例もあり、爵が積極的に温存されている。^(七)

②前王朝の爵位が一般に温存され、かつ降爵はない。五等爵開建時には、晉王朝の功臣に対する賜爵の他にも、魏王朝の有爵の功臣の子孫すべて一律に五等爵の子爵が与えられた。

③諸侯王や五等爵諸侯が、皇帝自選の相や内史をその直臣、皇帝の陪臣とした。

④五等爵諸侯の食邑は極めて小規模である。封国から得られる収入は、たとえ邑五千戸の諸侯であって

も兵百人の一年分の食料に不足する。すなわち徵税権の実を備えていない。

⑤九品官人法との強い関連性を持つ。有爵者は鄉品一品を与えられて五品官に起家することが多いなど、高位の官品を保障されていた。⁽⁵⁾

越智は、①・②のように有爵者が封爵を維持することが容易であり、また③のように周代封建制に近しい制度を持っていたことから、西晉五等爵制は一見すると周代五等爵や西歐的封建制度のようない直接領主の実質を備えるもののようにあつたと述べつつ、しかし④から周代封建制には程遠いものであり、更に⑤を踏まえてこれが広義の官僚体制の枠を出ていかつた、とする。その上で越智は西晉五等爵制の意義を、「州大中正の対象となる上級士人層の利害の代表者の性格をもちつつ霸權を確立していった」司馬氏がその上級士人層に対し「世襲的排他的に官人としての高度の政治的特權を与えること、その支配力を実際に機能させる手段＝「術」としての内面的心情的にそれらに対し政治的支配者としての「一体感を示す」ためのものであると結論付けた。これは宮崎市定が、「魏朝の下において貴族の獲得したる特權は、そのまま司馬氏の天下となつても之を尊重するという態度を表明し、貴族群の動搖を防がねばならなかつた。それが有名な五等爵の制度となつて現れた。……魏晉の革命が目前に迫つた時期において、魏のために働いた功績を論じて賞を行ふというその心は、言うまでもなく本領安堵の御墨付の意味に他ならぬ」と、魏晉革命時における五等爵制の意義を上級士大夫層への迎合策と理解したことを継承する見解であろう。

これに対して渡邊義浩は、兩氏が述べる司馬氏の上級士人への迎合という点を支持し、司馬氏の君主権力弱化の側面を示すものと理解しつつも、一方で爵制の持つ国家的秩序の形成という点も重視すべきであると

した。すなわち司馬氏は五等爵の賜爵を通じて爵制的秩序により貴族を序列化すると共に、自らを士人層では就くことのできない天子や諸侯王に位置づけることで、自己と貴族との差別化を行つた、という。

加えて渡邊は、越智の分析⑤を重視し、世襲が可能である爵制度と九品官人法が結びついたことにより、強い世襲性を帯びた官僚制度が運用されたとする。九品官人法の持つ世襲性については宮崎が既に「九品官人法は貴族化する危険を最初から内蔵していた」と指摘しており、かつその原因を主として在地社会を背景とする貴族の側に求めている。渡邊はこれに対し、「世襲性を帯びた官僚制度の運用という中国貴族制の属性は、宮崎市定『一九五六』が説くような社会の貴族主義からだけではなく、西晉の皇帝権力の手により生みだされたものなのである。……賜爵は皇帝の専権事項であるため、皇帝が定めた秩序に基づいて国家的身分制として貴族制を形成できるのである」と述べ、そこに皇帝権力の残存を見る。

以上、越智・渡邊両氏の見解は五等爵制の基本的性質として首肯すべき点が多い。しかし渡邊による具体的な検討は武帝期に限定されており、また越智も五等爵制の実施当初における意義を分析したのみでその後の展開に関する議論はない。

よつて本稿は西晉東晉を通して具体的な賜爵事例を網羅し、五等爵制が両晉において如何なる展開を見せるか、また如何なる社会情勢を背景としていたかの検討を行う。そのため両晉の賜爵事例を、賜爵年、爵位、食邑、諱号、賜爵の理由、家系、本貫地とともにまとめたデータベースを作成した。本稿末の附表である。附表は、公・侯・伯・子・男それぞれの五等爵と列侯以下ごとに時代順によつて羅列している。また作成に当たつては正史である『晉書』、『三國志』、『宋書』を主とした他、秦錫田『補晉異姓封爵表』（『二十五

史補編』所収)、湯球・黃奭『衆家編年体晉史』、湯球・楊朝明『九家旧晉書輯本』などを参照した。以下、附表を参考しつつ五等爵制の展開を時期ごとに検討してゆく。

一、西晉の賜爵

(一) 武帝期の賜爵（魏晉革命期）

五等爵が施行された咸熙元(二六四)年、及び西晉武帝が受禅した泰始元(二六五)年の賜爵である。武帝期の賜爵事例計一〇六例のうち七二例を占め、また両晉全体から見てもその比重は小さくない。

この時期の賜爵事例に関しては、先述のように越智重明と渡邊義浩の研究に詳しい。越智は、魏晉革命時における五等爵制の意義を「上級士人層」への迎合策と理解していたが、その論拠のひとつとして「晉建国にあたっては前王朝の爵が一般に温存され、かつ降爵はない」、「魏王朝の有爵の功臣の子孫すべて一律に」五等爵を与えていたことを指摘した。宮崎市定を踏まえる見解である。一方で渡邊義浩は、西晉武帝期の公・侯・伯・子・男それぞれの賜爵事例に対しても詳細な検討を行い、公・侯爵の受爵者には西晉建国の功臣や蜀漢平定に高い功績を挙げた臣下が多く、対して子爵の受爵者には曹魏の功臣の子弟が多いという五等爵全体の傾向を明らかにした。そこで本稿の附表に従い両氏の見解を検討しよう。

まず子爵について、その賜爵事例は二十二例あり、その中には附表の項目 [260] 荀愬（祖は荀彧）、[261]

高渾（高柔）¹⁾、[262]陳溫（陳羣）²⁾、[263]蔣凱（蔣濟）³⁾、[264]劉正（劉放）⁴⁾、[265]孫宏（孫資）⁵⁾、[266]王悝（王觀）⁶⁾、[267]郭正（郭淮）⁷⁾、[269]王恂（王朗）など、曹魏前半期の権臣の子孫が多数見られる。また伯爵の[47]華表（華歆）も同様であろう。越智が「魏王朝の有爵の功臣の子孫すべて一律に」とする根拠である。魏のために働いた功績によつてその子孫たちを五等爵制のなかに内包するといつては、確かに宮崎の言つ通り「本領安堵の御墨付」と見なしうるかも知れない。

しかし、単純に列侯から子爵へ移行したとのみを以て「降爵はない」と判断するには疑問である。それで五等爵制の上位の公・侯爵を見れば、[25]郭建⁸⁾、[26]甄惠⁹⁾、[33]鄭沖¹⁰⁾、[34]何曾¹¹⁾、[35]石苞¹²⁾、[36]陳騫¹³⁾、[37]裴秀¹⁴⁾、[38]衛瓘¹⁵⁾、[39]王沈¹⁶⁾、[40]荀顗¹⁷⁾、[41]賈充¹⁸⁾（（））まで公爵）、[126]甄溫¹⁹⁾、[127]荀勗²⁰⁾、[57]鄭袤²¹⁾、[128]羊祜（侯爵）などであり、これは渡邊が指摘するよつて西晉建国に貢献した者や司馬氏に近しい者が多い。五等爵制定以前、前者の曹魏功臣の末裔と後者の西晉功臣の多くは列侯であり、つまり両者に爵位の上下関係はなかった。しかし五等爵制制定により、前者は子爵に、後者は公・侯爵に封建されるという待遇の差が発生している。いくにそれが顯著であるのは荀氏である。『三國志』荀或傳によれば、荀愷は荀或の嫡流でありながら、「著勳前朝」によつて賜与されたのは南頓子に過ぎない。一方で傍系男子である荀顗は臨淮公に封建された²²⁾。

このことについて、『三國志』を著した陳寿の態度が興味深い。『三國志』は、荀愷、高渾、陳溫、蔣凱、劉正、孫宏、王悝、郭正、王恂に対する子爵賜与については各列傳に記述する一方で、荀或傳における荀顗、何夔傳における何曾、賈逵傳における賈充、陳矯傳における陳騫、裴潛傳における裴秀、衛覲傳における衛

瓘のよう、彼らの公・侯爵に關しては記録せず、ただ「充、咸熙中為中護軍」（賈逵傳）とするのみなのである。これは彼らに対する公・侯爵賜与が「著勳前朝」によるものではない、つまり魏に対する功績による賜爵ではないので「魏書」に記録すべきものではないという陳寿の判断によるものであろう。ここに陳寿の五等爵に対する理解が現れている。

以上の如く、たしかにこの時期には曹魏の功臣の末裔も等しく五等爵制に内包されてはいるが、相対的に考えればそれを単純に本領安堵と理解することはできない。^(二) 渡邊の「単に曹魏での地位を世襲させる本領安堵ではなく、司馬昭が五等爵により作り上げる新たなる貴族制の秩序の中に位置づけ直されている」との指摘にこそ本質があると考えられよう。

また司馬氏による新たな爵制秩序を示す事例として、食邑の変動にも注目すべきであろう。

襲父爵清陽亭侯、……進封魯陽鄉侯、增邑千戸。常道郷公立、以豫議定策、進爵縣侯、增邑七百戸。……於是秀封濟川侯、地方六十里、邑千四百戸、以高苑縣濟川墟為侯國。（『晉書』卷三十五 裴秀傳）

及高貴郷公將攻文帝、召沈及王業告之、沈・業馳白帝。以功封安平侯、邑二千戸。……及帝受禪、……封博陵郡公、固讓不受、乃進爵為縣公、邑千八百戸。（『晉書』卷三十九 王沈傳）

〔三〕裴秀は、魏代に清陽亭侯（二百戸）→魯陽鄉侯（千二百戸）→魯陽縣侯（千九百戸）と爵位を進めながら、五等爵が建立されると濟川侯（千四百戸）に封ぜられたという。同じく〔三〕王沈は、五等爵施行後は安平侯（二千戸）から博陵縣公（千八百戸）に「進爵」している。これは、五等爵諸侯の食邑が以下のよう規定されていたためである。

晉文帝爲晉王、命裴秀等建立五等之制。惟安平郡公寧邑萬戶、制度如魏諸王。其餘縣公邑千八百戶、地方七十五里。大國侯邑千六百戶、地方七十里。次國侯邑千四百戶、地方六十五里。大國伯邑千二百戶、地方六十里。次國伯邑千戶、地方五十五里。大國子邑八百戶、地方五十里。次國子邑六百戶、地方四十里。男邑四百戶、地方四十里。〔『晉書』卷十四 地理志上〕

これを踏まえて改めて武帝期の五等爵諸侯を見れば、〔34〕何曾（朗陵縣公、千八百戶）、〔40〕荀顥（臨淮公、千八百戶）、〔32〕王祥（睢陵侯、千六百戶）、〔91〕王覽（即丘子、六百戶）、〔127〕荀勗（安陽子、千戶）、〔128〕羊祜（鉅平子、六百戶）なども上記地理志の数字とほぼ合致する。裴秀、王沈の「減封」もの規定によるものなのである。この一見すると封邑が減少しているという点も、宮崎や越智の五等爵制解釈のみでは説明ができない。渡邊の述べる通りの「五等爵により作り上げる新たなる貴族制の秩序の中に位置づけ直されている」と見るべきであろう。

この様に宮崎や越智が五等爵制を本領安堵、貴族層への迎合と理解したことについては、確かにその側面が存在したこととも否定はされず、五等爵制の重要な意義であつたことは間違いなかろう。しかしその賜爵は、越智が想定したような「上級士人層」全体に対する一律的なものではない。その本質は、司馬氏に対する功績を優先して顕彰すること、かつそれらの功臣を爵制という皇帝権力によって秩序化することにあつた。五等爵制における司馬氏の優位性は、司馬氏の長老たる司馬孚を公爵として權臣たちより優位の爵に位置づけたことにも表れている。⁽¹¹⁾五等爵制度が司馬氏を中心とした秩序形成であることを明確に示したのである。

(11) 武帝期の賜爵（孫吳平定）

武帝期における賜爵は、泰始元（二六五）年の前後か、孫吳平定が果たされた太康元（二八〇）年のおよそ一度に大別することができる。孫吳平定の褒賞については『晉書』武帝紀にも以下の通り記録される。

庚辰、以王濬爲輔國大將軍、襄陽侯、杜預當陽侯、王戎安豐侯、唐彬上庸侯。賈充、琅邪王俌以下增封。於是論功行封、賜公卿以下帛各有差。〔『晉書』卷三 武帝紀 太康元年〕

そこで孫吳平定によつて五等爵を賜与された事例を附表から挙げると、[44]王渾、[53]張華、[139]杜預、[140]王濬、[141]唐彬、[142]周浚、^[143]王戎である。注目すべきはこの七人のうち、王渾を除く六人が孫吳平定以前には五等爵を有していなかつたことである。^{（二三）}周浚は射陽侯であり、杜預は豐樂亭侯、王戎は貞陵亭侯、張華・王濬・唐彬は關内侯である。とくに孫吳平定を強く訴えた杜預と張華が亭侯と關内侯でしかなかつたことは興味深い。

そもそも武帝期における五等爵賜与は、施行時に「自騎督已上六百餘人皆封」という大々的な封建が行われた一方で、それ以降の賜爵は孫吳平定に対する褒賞を除いてはまとまつた事例が見られない。このことは次節で引用する『晉書』石苞傳からも窺える。

前述の渡邊は五等爵賜与が貴族制の形成に大きく影響していたと述べるが、ならば非貴族層、寒門層が貴族化を図ろうとした場合に五等爵は重要な意義を持つはずである。しかし武帝は五等爵施行以降、五等爵の賜与を積極的には行わなかつた。越智の言葉を借りれば「世襲的排他的に官人としての高度の政治的特権」を与えるという五等爵の特徴のうち、五等爵の持つ排他性が、この賜爵機会の極端な限定として表れている。

その五等爵の排他性が、貴族制の固定化・閉鎖性へと接続していたと言えよう。

孫吳平定は、曹魏以来の悲願であつた大一統を果たしたという点でこの上のない功績である。武帝はそれに対応するため、泰始元年以来ほぼ行わていなかつた五等爵の賜与を行つた。またその食邑規模は泰始元年のそれを大きく上回つており、賈充で萬九百五十戸、當陽縣侯の杜預で九千六百戸、廣武縣侯の張華で萬戸であつた。中華統一という最大の功績に対応するため、五等爵による秩序は早くも変容を迫られたのである。

それでも武帝はこれ以降は大きな五等爵賜与を行つていない。孫吳が平定された以上、それに匹敵する戦功を見出しがれりなく難しいためである。かかる強い閉鎖性が完成した五等爵は、惠帝期以降の人士にとつていかなる存在となつたのであろうか。

(三) 惠帝期以降の賜爵

惠帝期では一転、武帝期以上の大規模な賜爵が乱発される。最初の賜爵記事は、武帝崩御の直後である。

夏五月辛未、葬武皇帝於峻陽陵。丙子、增天下位一等、預喪事者二等、復租調一年、二千石已上皆封關侯。(『晉書』卷四 惠帝紀 太熙元年)

二千石以上の官僚に与えられたという關中侯は、關内侯・名號侯に次ぐ高爵であるが、ただ現在問題となる五等爵ではない。注目すべきは、武帝より輔政を委ねられた外戚楊駿が行つた賜爵である。

元康初、楊駿輔政、大開封賞、多樹黨援。崇與散騎郎蜀郡何攀共立議、奏於惠帝曰、陛下聖德光被、皇

靈啓祚、正位東宮、二十餘年、道化宣流、萬國歸心。今承洪基、此乃天授。至於班賞行爵、優於泰始革命之初。不安一也。吳會僭逆、幾於百年、邊境被其荼毒、朝廷為之旰食。先帝決獨斷之聰、奮神武之略、蕩滅逋寇、易於摧枯。然謀臣猛將、猶有致思竭力之效。而今恩澤之封、優於滅吳之功。不安二也。上天眷祐、實在大晉、卜世之數、未知其紀。今之開制、當垂于後。若尊卑無差、有爵必進、數世之後、莫非公侯。不安三也。臣等敢冒陳聞。竊謂泰始之初、及平吳論功。制度名牒、皆悉具存。縱不能遠遵古典、尚當依準舊事。書奏、弗納。』

『晉書』石苞傳によれば、楊駿は輔政の任に就くと大々的な褒賞を行つたため、石崇、何攀がそれを諫め上奏を行つた。両者は楊駿の濫賞に対して三点の「不安」があると述べているが、興味深いのは「至於班賞行爵、優於泰始革命之初」、「而今恩澤之封、優於滅吳之功」を挙げていることである。「泰始革命之初」、「滅吳之功」という、前節で指摘した武帝期の賜爵の特徴が表れている。そして石崇らが「數世之後、莫非公侯」と危惧したように、武帝の賜爵を超えるかねない楊駿の濫賞は五等爵制による秩序を変質させる。

三月辛卯、誅太傅楊駿、駿弟衛將軍珧、太子太保濟、……皆夷三族。壬辰、大赦、改元。……督將侯者千八十一人。』

翌年、楊駿が賈皇后一派に肅清されると、「督將侯者千八十一人」とされる大規模な褒賞が行われた。これが五等侯を指すとすれば「自騎督已上六百餘人皆封」である武帝の賜爵を大幅に上回る濫賞である。楊駿討伐による受爵は、附表で挙げたところでは〔47〕華廙（觀陽公）、〔48〕石鑒（昌安縣公）、〔49〕孟觀（上谷郡公）、〔51〕傅祗（靈州縣公）、〔63〕卞粹（成陽子）、〔154〕何攀（西城侯）、〔155〕董猛（武安侯）などがある。

西晉の歴史上、この楊駿の政変はいわゆる八王の乱の端緒として位置づけられているが、以降の政変においても同様に旧政権打倒に伴う五等爵賜与が繰り返された。注目すべきはその賜与対象である。たとえば趙王倫の腹心として大郡に封ぜられたという孫秀は「初、莊為琅邪内史、孫秀為小史給岳、而狡黠自喜。岳惡其為人、數撻辱之、秀常銜忿」（『晉書』潘岳傳）という寒門層の出身で、趙王倫との私的な結びつきのもと台頭した人物である。また齊王冏政権において揃って公爵に封建された〔64〕葛旗、〔65〕路秀、〔66〕衛毅、〔67〕劉真、〔68〕韓泰などはいずれも詳しい事跡がわからない^(一四)。趙王倫討伐に関与した〔59〕和演や〔49〕孟觀らも同様である。楊駿誅殺に関わった〔155〕董猛などは、

初、誅楊駿及汝南王亮、太保衛瓘、楚王璋等、皆臨機專斷、宦人董猛參預其事。……預誅楊駿、封武安侯、猛三兄皆為亭侯、天下咸怨。（『晉書』卷三十一 惠賈皇后傳）

あるように宦官であった。惠帝期における五等爵の賜与は、かかる寒門層をもその対象としていたことに特徴がある。武帝初期の封建では、宮崎や越智がこれを上級士人層に対する迎合策と見たように勢族を対象としていた。それがこの時期においては、新たに貴族化を図らんとする寒門層が重要な位置を占めている。

宮崎市定や福原啓郎^(一五)、安田二郎^(一六)ら多数の先行研究が指摘するように、惠帝期の動乱には、門閥貴族化が進行した官僚制度に対する寒門層の反抗と上昇志向が強く影響しているという。八王の乱における多数の賜爵を見れば、それが爵制度の上でも現れていると考えられよう。武帝期において強い排他性を帯びた五等爵は、先述の石崇が指摘していたように孫吳平定に匹敵する功績を挙げなくては既に得られなくなっていた。故に八王の乱はその絶好の機会であり、寒門層の強烈な上昇運動に突かれて五等爵は乱発された。

安田二郎は八王諸政権における濫賞を、激しい権力志向を示したブレーンたちが私的関連によつて結成した徒党を基礎とするためであるとし、その濫賞は、たとえその利己性を隠すために私党構成員以外に行なうことがあつても、「濫賞それ自体が恣意性と私欲性とを免れてはいなかつた」上に、対象の側の私欲性を前提としそれに迎合するものでしかなかつたため、かえつて私党的拡大を進めたとする。武帝期以来の五等爵制秩序は、かかる激しい権力志向のためにまったく変質したものとなつたと言えよう。^(一八)

その惠帝期を経た懷・愍帝期においてはもはや五等爵制秩序は機能していなかのごとくである。

兗州方面に割拠していた「^(二)」苟晞は、永嘉元（三〇七）年に東平郡侯（邑萬戸）に封建され、同年に郡公に進爵した。益州に派遣された「^(三)」王遜は褒中縣公となり、「^(四)」荀崧は洛陽の陵墓を修復した功績により舞陽縣公（次いで曲陽公）となるなど、懷・愍帝期の公爵の賜与は従来の基準と大きく異なつており、また賜爵の理由を明らかにすることができない例も少なくない。附表のうち惠帝期以降の西晉の賜爵事例は計八一であるが、その半数を超える四九例が公爵である。濫賞の極みと言えよう。

かくして五等爵秩序の崩壊と共に西晉も滅亡した。ではその後に江東において亡命政権として晉を継承した東晉においては、五等爵制はいかに処されたのであらうか。

三、東晉の賜爵

東晉における賜爵事例を総覧したとき、その多数を占めるのは西晉後期同様に武功による賜爵である。具体的には、司馬睿政権初期における江南地方の反乱に対する戦功、さらに王敦の(二九)乱、蘇峻(二〇)の乱、淝水の戦い、桓楚討伐(二一)、成漢・南燕・後秦の平定など国家規模の戦役に関する戦功である。そして東晉で台頭する琅邪王氏[91]、[92]太原溫氏[93]、廬江陶氏[98]、譙國桓氏[101]、陳國謝氏[107]、[108]、[109]、[110]、潁川庾氏[96]、[94]らのいずれもが上記の戦乱の武功により五等爵を賜爵されている。五等爵制が西晉と同様に士大夫社会において重要な位置付けをされていたことを窺わせる。

ただし東晉初期の賜爵に関して興味深いことは、西晉後期の爵位濫発を省みてか当時に賜与された爵位を削つていることである。

愍帝即位、以恒爲尚書、進爵苑陵縣公。……成帝即位、加散騎常侍、領國子祭酒。咸和初、以愍帝時賜爵進封一皆削除、恒更以討王敦功封苑陵縣侯、復領太常。（『晉書』卷四十四 華表傳）

〔3〕華恒は建興元（三一三）年に苑陵縣公に封ぜられていたが、その後王敦討伐の功績によって苑陵縣侯に封ぜられた、という。また〔79〕荀崧も、愍帝期に曲陵公まで進むが、のち王敦討伐の功績により平樂伯に封ぜられた。この縣公→縣侯ないし縣侯→縣伯という一見不可解な爵の変動は、華表傳にあるように「以愍帝時賜爵進封一皆削除」が行われたことを理由とする。西晉後期に濫発された爵位に対して、東晉政権が爵制的秩序の再構成を試みていたことが窺える。

また東晉の賜爵事例の大きな特徴は、在地の江南豪族、すなわち孫吳の旧臣に対しても賜爵を行っているという点である。附表のうち、【祖】項に「吳」とある事例である。

西晉期において江南人士が不遇を託つたことについては言うに及ばないが、事例を挙げるならば、かつての孫吳の重臣陸遜、陸抗の系統である[344]陸機は、西晉での爵位は關中侯でしかなかった。のちに成都王司馬穎の命で長沙王司馬乂を攻めた際、「穎謂機曰、若功成事定、當爵爲郡公、位以台司。將軍勉之矣」（『晉書』卷五十四 陸機傳）と郡公の爵位を匂わされたという。果たして陸機は失敗し、誅殺された。

このように、西晉において江東人士は爵制度の上でも冷遇された。附表に挙げた限りでは、[42]孫秀のような特殊な事情を除けば、司馬睿政権以前に五等爵を賜与された例は、永興二（三〇五）年に河間王司馬顥討伐によって臨湘縣公となつた[74]孫惠、そして太安元（三〇一）年に齊王司馬冏討伐で嘉興伯となつた[90]顧榮以外に見られない。これに対し東晉は、[88]周玘（義興周氏）、[98]陶侃（廬江陶氏）、[100]陸曄（呉國陸氏）、[102]周訪（汝南周氏）、[172]甘卓（丹楊甘氏）、[184]虞潭（会稽虞氏）、[247]顧衆（呉國顧氏）など旧吳人士にも五等爵の賜与を積極的に行つた。これは亡命政権であつた東晉が、権力基盤を固めるために在地の江南豪族を政権内に、さらに言えば貴族層に取り込むために行つた支配策であろう。そして一方で同じ江南豪族でも武康沈氏などには、東晉末の劉祐が台頭してくる時期までまつたくの賜爵を行つていないことは象徴的である。川勝義雄⁽¹⁾が、当時の北来人士政権が、江南豪族のうち名族層を自身らの内に取り込みつつ、一方では江南豪族の間においても差別を設けてその分裂を誘つたと指摘しているが、そのことが爵位の上でも読み取れよう。

以上の如く、東晉においても五等爵の賜与は行われており、かつそこからは東晉政権、すなわち皇帝権力が志向した爵制的秩序の形や支配のあり方を読み取ることが可能なのである。

おわりに

以上、両晉における五等爵制の検討を行い、時代を追つて展開する爵制のあり方を追つた。

武帝期の賜爵について、越智が五等爵制の本質を上級士人層への迎合策としたことは踏まえるべき見解である。しかし司馬氏に近しい功臣がより上位爵に置かれたこと、並びに食邑の問題はそれのみでの理解が難しい。渡邊の述べる「五等爵により作り上げる新たな貴族制の秩序の中に位置づけ直されている」と見るべきである。また孫吳平定による賜爵に見られた様な五等爵制の閉鎖性が、貴族層の固定化・排他性と関連したとも考えられよう。西晉後期の賜爵では、武帝期とは反対に爵位の濫賞が行われており、しかもその対象は武帝期が勢族を主としていたことと異なり、八王の乱で権力を握った寒門層であった。寒門層の上昇志向によつて武帝の爵制秩序は大きく変容し、西晉とともに滅亡した。それに次ぐ東晉では、西晉後期同様に戦乱の武功に応じて五等爵を賜与していたこと、それが後の東晉の名族の台頭を生む一因ともなつていたことを述べた。またそれは西晉後期ですら賜爵対象とされ難かつた江南豪族に対しても行われており、東晉の在地勢力政策とも大きく関係していた。

以上の三時期から、いざれにおいてもその爵制的秩序のあり方が明確に現れ、かつ時期ごとにその秩序が変容、展開していく様子を検討した。しかし本稿では、東晉末に関しては附表に挙げるのみで分析を行わなかつた。『宋書』にある様に、劉裕台頭期においては五等爵制も従来と異なる様相を見せていく。晉宋革命に

より爵制はどう変化したか、かつ六朝時代を通じて如何なる展開を示すかについては今後の課題とする。

(一) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造——二十等爵の研究』(東京大学出版会、一九六一)。

(二) 渡邊義浩「西晉における五等爵制と貴族制の成立」(『史学雑誌』一一六・三、一二〇〇七。同氏『西晉「儒教國家」と貴族制』(汲古書院、一二〇一〇)所収)。

(三) この西嶋の研究に對しては、増淵龍夫「所謂東洋的專制主義と共同体」(『橋論叢』四七・三、一九六二)。同氏『新版 中国古代の社会と国家』(岩波書店、一九九六)所収)や、糸山明「皇帝支配の原像——民爵賜与を手がかりに」(『王權の位相』(弘文堂)、一九九一)の反論がある。また漢代の爵制に関する近年の研究には、楯身智志『漢代二十等爵制の研究』(早稲田大学出版部、一二〇一四)がある。

(四) なお後漢末の曹操政権においても一度官爵の再編がされており、晉代もそれを繼承していると思われる。曹操の爵制再編については『三國志』卷一 武帝紀 建安二十年に「冬十月、始置名號侯至五大夫、與舊列侯、關內侯凡六等、以賞軍功」とあり、またその裴松之注に「魏書曰、置名號侯爵十八級、關中侯爵十七級、皆金印紫綬。又置關内外侯十六級、銅印環紐、亦墨綬、皆不食租、與舊列侯關內侯凡六等」とある。曹魏の爵制度に關しては、守屋美都雄「曹魏爵制に關する二三の考察」(『東洋史研究』一二〇一四、一九六一)。同氏『中国古代の家族と国家』(東洋史研究、一九六八)所収)の研究がある。

(五) 漢代の爵制については、『漢書』卷十九上 百官公卿表上に「爵、一級曰公士、二上造、三簪裯、四不更、五大夫、六官大夫、七公大夫、八公乘、九五大夫、十左庶長、十一右庶長、十二左更、十三中更、十四右更、

十五少上造、十六大上造、十七駟車庶長、十八大庶長、十九關內侯、二十徹侯。皆秦制、以賞功勞。徹侯金印紫綬、避武帝諱、曰通侯、或曰列侯」とある。また魏代の爵制再編は前注の通りである。そして旧来の二等爵と新たに加えられた五等爵制との関係については、『通典』卷三十二 職官十三に「凡國王、公、侯、伯、子、男六等、次縣侯、次鄉侯、次亭侯、次關内侯。又置名號侯爵十八級、關中侯爵十七級、皆金印紫綬。……」とある。ただし『通典』の記述は曹魏において既に五等爵制が施行されていたとしており、若干の疑問が残る。曹魏における五等爵制の有無については、前注の守屋の研究、渡邊の研究がある。

(六) 越智重明『魏晉南朝の政治と社会』(吉川弘文館、一九六三) 所収、第二篇第四章「五等爵制」。

(七) 旧爵の温存について、越智は郗鑒や桓溫、王導を具体例に挙げる。すなわち王導は、はじめ即丘子であったところ新たに武岡侯に封ぜられ、更に始興郡公に爵を進めている。その際、旧爵である即丘子と武岡侯はそれぞれ子の王恬と王協に繼承された。本稿附表の[9][17][23]も参照。

(八) 『宋書』卷五十八 謝弘微傳に「晉世名家身有國封者、起家多拜員外散騎侍郎、弘微亦拜員外散騎、琅邪王大司馬參軍」とあり、また卷六十七 謝靈運傳にも「襲封康樂公、食邑三千戸。以國公例、除員外散騎侍郎、不就」とあるように、越智によれば西晉の有爵者は郷品一品で五品起家が多く、名家でない有爵者も郷品一品で七品起家が多かつたという。

(九) 宮崎市定『九品官人法の研究——科挙前史』(東洋史研究会、一九五六)。

(十) 「惲子鮑、嗣爲散騎常侍、進爵廣陽鄉侯。……咸熙中開建五等、翼以著勳前朝、改封愷南頓子」(『三國志』卷十 荀彧傳)。「咸熙初、封臨淮侯。武帝踐阼、進爵為公、食邑一千八百戸」(『晉書』卷三十九 荀顥傳)

(二) なお越智の「前王朝の爵が一般に温存され、かつ降爵はない」、「魏王朝の有爵の功臣の子孫すべて一律に」五等爵が与えられた、との見解も疑問である。前者については、既存爵位の上位に新爵が置かれた以上、単純な上下のみで考えることはできない。後者について、越智はその唯一の例外とし[320]夏侯佐を挙げる。しかし[41]王渾、[79]荀崧、[33]杜預のように、越智が見逃した例外は少なくない。また越智は「他に（荀注・夏侯佐のような例外が）いたとしても、旧來の爵がそのまま認められている以上」は降爵ではないとするが、上記の理由から五等爵を得られなかつた列侯を単なる爵位の温存と考える」とはできない。

(三) 咸熙元（二六四）年の五等爵実施時に公爵を賜与された例は、郭建、甄惠、司馬孚の三例のみである。郭建、甄惠は共に、司馬氏が自らの正統化のために利用した郭氏（明帝の外戚）の出身であった。

(四) なお王渾についても、「襲父爵京陵侯、……泰始初、增封邑千八百戸」（『晉書』卷四十二 王渾伝）とあるのみで、それ以前に有していた京陵侯が五等爵かどうかは不明である。また[146]李高は孫吳平定により「縣侯」を賜与されているが、列侯か五等侯か判別ができないため本文の検討から除いた。

(五) 「問於是輔政……封葛旗爲牟平公、路秀小黃公、衛毅陰平公、劉真安鄉公、韓泰封丘公、號曰五公、委以心膂」（『晉書』卷五十九 齊王冏傳）。

(六) 福原啓郎『西晉の武帝 司馬炎』（白帝社、一九九五）。

(七) 安田二郎「八王の乱をめぐつて——一人間学的考察の試み」（『名古屋大学東洋史論集』六、一九九五。同氏

『六朝政治史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇三）所収。「八王の乱と東晉の外戚」と改題）。

(一八) この他に特筆すべき濫賞としては趙王司馬倫によるものがある。『晉書』卷五十九 趙王倫傳に、「孫秀等封皆大郡、並據兵權、文武官封侯者數千人、百官總已聽於倫」、「乃僭即帝位、大赦、改元建始。……郡縣二千石令長赦日在職者、皆封侯。……孫秀爲侍中、中書監、驃騎將軍、儀同三司、張林等諸黨皆登卿將、並列大封。其餘同謀者咸超階越次、不可勝紀、至於奴卒廝役亦加以爵位」とある。

(一九) 「丁酉、帝還宮、大赦、惟敦黨不原。……封司徒王導爲始興郡公、邑三千戶、賜絹九千匹、丹楊尹溫嶠建寧縣公、尚書卞壺建興縣公、中書監庾亮永昌縣公、北中郎將劉遐泉陵縣公、奮武將軍蘇峻邵陵縣公、邑各千八百戶、絹各五千四百匹、尚書令郗鑒高平縣侯、護軍將軍應詹觀陽縣侯、邑各千六百戶、絹各四千八百匹、建威將軍趙胤湘南縣侯、右將軍卞敦益陽縣侯、邑各千六百戶、絹各三千二百匹。其餘封賞各有差」（『晉書』卷六 明帝紀 太寧二年）。

(二〇) 「三月壬子、以征西大將軍陶侃爲太尉、封長沙郡公、車騎將軍郗鑒爲司空、封南昌縣公、平南將軍溫嶠爲驃騎將軍、開府儀同三司、封始安郡公。其餘封拜各有差」（『晉書』卷七 成帝紀 咸和四年）。

(二一) 「冬十月丁亥、論淮肥之功、追封謝安廬陵郡公、封謝石南康公、謝玄康樂公、謝琰望蔡公、桓伊永脩公、自餘封拜各有差」（『晉書』卷九 孝武帝紀 太元十年）。

(二二) 「冬十月、論匡復之功、封車騎將軍劉裕爲豫章郡公、撫軍將軍劉毅南平郡公、右將軍何無忌安成郡公、自餘封賞各有差」（『晉書』卷十 安帝紀 義熙二年）。

(二三) 川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、一九八二）。

〔附表〕両晉における五等爵賜与事例の一覧

〔凡例〕姓名：（）内は前代との統納。爵位：（爵）賜爵を固辞。（追）死後の追贈。祖：A（父が二品以上か有爵）、B（祖父が一品以上か有爵）、C（父か祖父が五品）、D（曾祖父以下が官僚）、E（それ以下）、魏（魏の宗室）、呉・蜀（吳蜀の臣）、外（外戚）、宗（晉の宗室）、上（上級）、中（中級）、下（下級）、一（不明）

司馬形	公爵	姓名	年	爵位		食邑	謚	封爵の理由	備考	本貫	典拠
				1	2						
7 司馬形	司馬孚	司馬孚	嘉平元（249）年	閔内侯							
6 司馬駿	司馬亮	司馬亮	咸熙元（264）年	昌平亭侯							
5 (甥)司馬機	司馬京	司馬京	泰始元（265）年	長社縣侯							
4 司馬軾	司馬軾	司馬軾	咸熙元（264）年	安平王							
3 司馬禕	司馬禕	司馬禕	泰始元（265）年	安陽亭侯							
2 司馬禕	司馬禕	司馬禕	泰始元（264）年	定陽侯							
1 司馬孚	司馬孚	司馬孚	泰始元（265）年	平原王							
平樂亭侯 汝陰王	汝陰王	汝陰王	泰始元（264）年	扶風郡王							
6 東牟侯	東牟侯	東牟侯	泰始元（265）年	萬歲亭侯							
5 平壽侯	平壽侯	平壽侯	泰始元（264）年	臨陽鄉侯							
4 司馬軾	司馬軾	司馬軾	正始（240）初	祁陽伯							
3 司馬禕	司馬禕	司馬禕	泰始元（265）年	南安亭侯							
2 司馬禕	司馬禕	司馬禕	泰始元（264）年	東武鄉侯							
1 司馬孚	司馬孚	司馬孚	泰始元（265）年	燕王							
河内溫			景初（239）年間	清惠亭侯							
公子を以て 晋武帝受禅	公子	晋武帝受禅	10600	晋武帝受禅	晋武帝受禅	晋武帝受禅	晋武帝受禅	晋武帝受禅	晋武帝受禅	河内溫	河内溫
宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	本伝八	本伝七
河内溫				河内溫			河内溫			本伝八	本伝八
本伝八				本伝八			本伝八			本伝九	本伝八

28	27	26	25	24	23	22	21		20	19	18	
曹志	曹宇 (子)甄喜	甄庶 (子)郭縱	郭建	司馬楙	司馬整	司馬洪	司馬鑒		司馬攸	司馬曉	司馬遜	泰始元(265)年
太和六年(232年)	泰始元(265)年	太和六年(232年)	泰始元(265)年	泰始元(265)年	泰始元(265)年	泰始元(265)年	泰始元(265)年		泰始元(265)年	泰始元(265)年	泰始元(265)年	濟南王
濟北王	燕公	燕王	廣安縣公	臨渭縣公	東平王	樂陵亭侯	襄賁男	臨泗亭侯	齊王	中山王	河內侯	城陽亭侯
			1800	3097						3200		
										4400		
晉武帝受禪			五等爵施行	晉武帝受禪			晉武帝受禪	五等爵施行	晉武帝受禪	晉武帝受禪	晉武帝受禪	晉武帝受禪
魏	魏	魏	魏	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗
武帝紀には、魏晋革命により「魏氏諸王皆為縣侯」とある			姉は明元郭皇后の京兆長公主を娶る	もと郭氏。明帝の娘(平原懿公主)を嗣ぐ。また景帝			司馬朗の子司馬道を嗣ぐ	叔父である景帝司馬懿を嗣ぐ				
沛國誰		沛國誰	中山無極	西平	河內溫	河內溫	河內溫	河內溫	本伝八	本伝八	本伝七	河內溫
本伝一〇		三国志本伝	三国志文昭 郭皇后伝	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	安平獻王孚 伝七	本伝八	本伝八	本伝七	河內溫

	34	33	32	31	30	29
(子)何岐 (子)何劭	何曾	鄭沖 (從子)鄭徽 (子)鄭簡	王祥 (子)王徽 (子)王根	曹翁	曹嘉	曹芳
永寧元(301)年薨	黃初(220)年間	咸熙元(264)年 泰始元(265)年 泰始十(274)年薨	景元元(260)年 泰始元(265)年	正始元(265)年 正始二(266)年 咸寧(275)初薨	正始三(266)年 正元元(265)年 正元二(268)年薨	泰始元(265)年 泰始元(265)年 正元二(265)年薨
朗陵侯 朗陵縣公	陽武亭侯	壽光侯 壽光公	睢陵侯 睢陵公	東平王 東平侯 萬歲亭侯	真定王 高邑公	齊王 鄆陵縣公
1800	300			400	1600	
康 穡	成	孝 元				國 定
父の爵を嗣ぐ	魏元帝即位 晉武帝受禪	五等爵施行 晉武帝受禪	荀顗 荀顗 荀顗 荀顗 荀顗 荀顗	荀顗 荀顗 荀顗 荀顗 荀顗 荀顗	荀顗 荀顗 荀顗 荀顗 荀顗 荀顗	荀顗 荀顗 荀顗 荀顗 荀顗 荀顗
C	E	C	魏	魏	魏	魏の少帝(齊王)
「太平御覽」卷五百六十 一所引の王隱「晉書」は 何岐は養子とする	陳國陽夏	榮陽開封	琅邪臨沂	沛國譙	沛國譙	沛國譙
	本伝三	本伝三	本伝三	本伝三	本伝三	三国志齊王紀

(?)何闢	太元(322)年 永昌元(322)年	35	
石苞	泰始九(273)年薨 甘露三(258)年 泰始元(265)年	36	
陳騤	甘露二(258)年 永康二(301)年	37	
(子)石順 (從子)石演	(子)陳騤 泰始元(265)年 元康二(292)年薨	裴秀	
(子)陳植 (子)陳粹 (子)陳淳 (玄孫)陳	水嘉(307)年間薨 太元二(377)年		
(第子)陳淳之	水嘉(307)年間薨 太元二(377)年		
東光侯 樂陵郡公	安國亭侯 廣陵侯 郷侯 高平郡公	(嗣爵)	
樂陵郡公	安國亭侯 廣陵侯 郷侯 高平郡公		
(國爵)			
鉅鹿郡公	清陽亭侯 魯陽鄉侯 魯陽縣侯 濟川侯		
3000	200 1200 1900 1400		
成元		武	武
晋武帝受禅	劉宋受禅 父の爵を嗣ぐ	諸葛誕討伐 晋武帝受禅	諸葛誕討伐 晋武帝受禅
C		A	E
本伝は泰始八年卒とする 「藝文類聚」卷五十一 「晉中興書」による 「晉中興書」卷五十二引			
河東閭裏	「藝文類聚」卷五十一 「晉中興書」による 「晉中興書」卷五十二引		
渤海南皮			
臨淮東陽			
本伝五			
本伝三			
本伝五			
從母が賈充に嫁ぐ 五等爵を賜りつつ、食邑 が減少			
「藝文類聚」卷五十一 引			

			38	衛瓘
(孫)衛璪 (孫)衛璪	永嘉五(311)年薨 (雄玄孫)衛崇 (雄八世)衛璵	泰始元(263)年 永平元(291)年薨	景元四(263)年 泰始元(263)年	閻鄉侯 苗陽侯
荀頭 (從孫)荀徽 (頑兄玄孫) (子)荀恒	(子)王濬 王 (沈從孫)王 (子)王崇之 道素	甘露五(260)年間 咸熙元(264)年 泰始元(265)年 泰始二(266)年薨 咸寧二(275)年間 建興二(314)年薨	元帝期 義熙(405)年間 安平侯 博陵侯	元帝期 義熙(405)年間 江夏郡公 蘭陵郡公
元帝期初 泰始十(274)年薨	魏齊王(259)年 正元二(260)年 水初元(420)年	東莞郡公 (國除)	2000 1400 1800	3000 8500
(關爵)	4010	(關爵)	2000 1400 1800	3000 8500
康		元		成
荀頭 五等爵施行 晉武帝受禅	劉宋受禅 魏少帝執經 母丘儉討伐	高貴鄉公誅殺 五等爵施行 晉武帝受禅		父の爵を嗣ぐ 蜀漢平定 晉武帝受禅
A		C		C
荀頭の無子	王祥も同時に萬歲亭侯になつてゐる 『藝文類聚』卷五十一引 『晉中興書』では王朴之	五等爵を賜りつつ、食邑が減少 王沈の無嫡子		「晉中興書」
頬川頬陰			太原晉陽	河東安邑
本伝九			本伝九 伝	本伝六
			宋書荀伯子	

									41
									賈充
									(子)荀龍符
47	46	45		44	43	42			
(子)華廣 華表	薛興 (子)薛濤	趙鄧 (孫王卓)		王渾	步闡	孫秀 (養孫賈允 (衆子賈允 (充從曾孫))			
水熙元(290年) 太和五(231年) 咸熙元(264年)				甘露四(259年) 泰始二(265)初 同年薨	永寧(301年) 泰始八(272年)	泰始六(270年) 永康元(300年) 太康三(282年)薨	永興(304年)間薨	正元(255年) 景元(260年) 咸熙元(264年) 泰始元(265年) 太康元(280年) 太康三(282年)薨	陽里亭侯 (增邑)750 宜陽鄉侯 臨沂侯 安陽鄉侯 魯郡公 (增邑)10950
觀陽公	觀陽伯 博平侯	安邑公	東平陵公	京陵侯 (增邑)4700	宜都公	會稽公		(國除)	400 1750 2950
元康	忠惠 壯		元					荒	
武帝臨終の功 父の爵を嗣ぐ 五等爵施行				孫吳平定	孫吳から降伏	孫吳から降伏			劉宋受禪
A	-	C		A	吳	吳			外 C
楊駿は武帝臨終にて中書				「泰始初、増封邑千八百戸」とある 「其增封八千戸」とある				韓壽の子で、賈充の外孫	娘は惠賈皇后
平原高唐	河東汾陰	河內溫		太原晉陽	臨淮淮陰	吳郡富春			平陽襄陵
本伝一四	北史薛濤伝 開伝	三国志司馬		本伝一二	三国志步驥伝 三国志孫固伝				本伝一〇

55	54	53	52		51	50	49		48
陳準	劉弘 (孫)張興	張華	王愷 (弟子)傅沖	(子)傳宣	傅祗	李肇	孟觀 (子)石陋	石鑒 (子)華混	
永康元(300年) (306年薨)	永康元(291年) (300年間薨)	永康元(280年) (291年)	泰始元(265年)	永嘉元(291年) (311年頃薨)	咸熙元(264年)	水平元(291年) (301年死)	水平元(291年) (294年薨)	泰始元(265年) (291年)	
海陵公 (追新城郡公)	平鄉侯 (嗣爵)	壯武郡公	廣武縣侯	山都縣公	樂州縣公	鄆公	上谷郡公 (國除)	昌安縣公	堂陽子
		10000	1800		300				
元			魏					元	
賈識討伐	幽州での功績?	前後の忠勤	晋武帝受禅 孫吳平定	楊駿討伐	父の爵を嗣ぐ 五等爵施行	楊駿討伐	楊駿討伐? 楊倫討伐	楊駿討伐? 趙王倫討伐	晋武帝受禅 楊駿討伐に関与
C	C	C	B		C	-	-	E	
	「水經注」沽水篇引「劉清碑」による		姉妹は文明王皇后	弘農公主を娶る ある	郡公八千戸を因襲したと 云に従う	本伝は「武帝始建東宮、 昌安縣侯」とする。 ここでは「三国志」傳収	「晋書」傳咸伝による		利用して詔を操作した。華麗は當時中書監
穎川許昌	沛國相		范陽方城	東海鄭		北地泥陽	渤海東光	樂陵獻次	
三国志陳翠伝	本伝三六		本伝六三	王恂伝六七	傳玄伝一七	傳玄伝一七	本伝三〇	本伝一四	

63	62	61	60	59	58		57	56					
卞粹	趙驥	王彥	董洪	和演	潘尼	(子)鄭默	鄭袤	羊玄之	陳茂先 (準七世孫) (子)陳達 (子)陳齡				
永寧元年(301年)	永寧元年(301年)	永寧元年(301年)	建武元年(304年)	永嘉二年(307年間)	永嘉二年(307年間)	太康九年(263年)	泰始四年(267年)	咸熙元年(264年)	景元元年(265年)	正元元年(254年)	景元元年(260年)	太安二年(303年)	
成陽公	成陽子	開國公(侯)	開國公(侯)	開國公(侯)	安昌公	平壽公	密陵侯	密陵侯	密陵侯	廣昌亭侯	興晉侯	廣陵郡公	
						元成元							
齊王輔政	楊駿討伐	趙王倫討伐	趙王倫討伐	趙王倫討伐	趙王倫討伐	蜀漢平定 父の爵を嗣ぐ				高貴鄉公即位 魏元帝即位 五等爵施行 晉武帝受禪	后父		
E	-	-	-	-	-	C	外C						
濟陰冤句	不明	不明	不明	國公侯」とある	成都王頴伝に「盧志、和演、……等五人、皆封開	「諸子位並列稱」とある 爵を嗣ぐ				忠帝紀には「興晉侯羊玄之卒」とある	「世說新語」品藻篇注引 「陳達別傳」による		
卞壺伝四〇	二九	成都王頴伝	二九	成都王頴伝	成都王頴伝	榮陽中牟		榮陽開封	泰山南城	本伝一四	宋書荀伯子伝	世說新語	
						本伝二五							

77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	(?)下□	(孫)卞謐	(子)卞壘	太安元(302)年薨	永嘉(307)年間	太寧二(324)年	咸和四(329)年薨	
荀晞	溫侯	高光	孫惠	樂廣	(子)段脊	段勿塵	劉徽	荀藩	祖納	韓泰	劉真	衛毅	路秀	葛顥	(?)下□	(孫)卞謐	(子)卞壘	太安元(302)年薨	永嘉(307)年間	太寧二(324)年	咸和四(329)年薨
永嘉元(307)年	光熙元(306)年	永嘉二(309)年薨	永興元(305)年	永寧元(301)年	太安元(303)年	太安元(302)年	太安元(302)年	永寧元(301)年	永寧元(301)年	永寧元(301)年	永寧元(301)年										
東平郡侯	大陵縣公	延陵縣公	臨湘縣侯	晉興縣侯	信陵公	朱虛縣公	朱虛縣公	西華縣公	晉昌公	封丘公	安鄉公	平陰公	小黃公	平陰公	平陰公	平陰公	平陰公	平陰公	平陰公	平陰公	平陰公
10000	1800	1800				1800	1800														
	元																				
汲桑討伐	成都王賴討伐	成都王賴討伐	河間王顯討伐	趙王倫討伐		東海王越に助力	長沙王乂の死	齊王閭討伐	齊王輔政	桓楚受禪	齊王輔政	齊王輔政	齊王輔政								
-	C	A	吳	C	鮮	C	A	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	王敦討伐	王敦討伐	王敦討伐	王敦討伐
	「屬京洛傾覆、竟未加謀」とある		孫吳の宗室	司馬睿に勧進したひとり	父の劉徽は九品法の欠陥を上奏した			颖川新陰	范陽道	祖述伝三二	齊王閭伝二九	成陽公から降爵されてい	たか	たか	たか						
河内山陽	太原祁	陳留圉城	吳國富陽	南陽淯陽	東部鮮卑	東萊掖		荀岱	荀岱	荀岱	荀岱	荀岱									
本伝三一	本伝一四	本伝一一	本伝四一	本伝一三	段世傳云	劉徽伝一五															

	84	83	82		81	80		79	78	
張軌	索繩	(子)荀爽 美	荀組 (子)華仰 之		華恒	賈疋	(子)荀範 範	荀崧	(子)王澄	
同年薨	建興二年 (307)年間	建興二年 (307)年間	咸和元年 (321)年	永嘉元年 (304)年頃	咸和六年 (326)初	永嘉二年 (307)年間	太寧二年 (324)年間	永嘉二年 (307)年間	泰始二年 (325)年間	同年薨
西平郡公 霸城侯	安樂鄉侯	上洛郡公	弋居伯	臨穎縣公	成陽縣男	苑陵縣侯	關內侯 (降爵)	酒泉公	平樂伯	安陵鄉侯 舞陽縣公
馬布を獻上 鮮卑討伐	劉曜討伐	愍帝擁立	愍帝を輔政	王敦討伐	太子の賓友 愍帝即位 愍帝崩の爵位			王敦討伐	益州に割據	東海王越討伐
D	A	A		A	D		D	D	-	
いわゆる前涼政權				「武帝の娘(榮陽長公主)を娶る 除」とある	武帝の娘(榮陽長公主)を娶る 「愍帝時賜爵進封一皆削	賈詡の曾孫		荀彧の玄孫		
安定烏氏	敦煌		穎川穎陰		平原高唐	武威姑臧		穎川穎陰	魏興	
本伝五六	索靖伝三〇		荀勗伝九		華表伝一四	本伝三〇		本伝四五	本伝五一	

90	89	88		87	86	85				(子)張寔
禪榮	(子)王度世 (子)王淡	王麟 (子)周麟	周玘	王敞	涉復辰	段四碑	叔父張天瑞 (子)張耀靈 (子)張祚 (甥)張玄龍	(弟)張茂 (甥)張駿	建興二(314)年 建興八(320)年薨 建興十二(324)年薨 建興十四(316)年薨	
太安元(312)年薨		建興二(314)年 建興二(310)年 以前	永嘉四(310)年 以前	建武元(317)年 以前	建武元(317)年 以前	建武元(317)年 以前	同年薨 建興十三(355)年薨	建興三十四(346)年薨 建興四十一(353)年薨	建興三十四(346)年薨 建興四十一(353)年薨	建興二(314)年 建興八(320)年薨 建興十二(324)年薨 建興十四(316)年薨
(追)嘉興伯 (追)嘉興開國公		九原縣公	烏程公 烏程縣侯	堂邑公	廣甯公	渤海公		霸城侯 西平郡公	西平郡公	建武亭侯 福祿縣侯
元	穆	忠烈					冲 袁 桓 文 成昭			
齊王閭討伐	与? 司馬睿政權に參	陳敏討伐はか 元帝即位?			嗣爵?			嗣爵	嗣爵	曹法討伐
吳	C	吳	A	鮮	鮮					
		「太平御覽」卷二〇〇引 〔晉中興書〕による		「世說新語」品藻篇注引 〔王氏譜〕に「豐爵堂邑 公」とあるが、王敞の父 は即丘子王裁。即丘子は 兄弟の王導が嗣いでいる	司馬睿に勧進したひとり 司馬睿に勸進したひとり					
吳國吳		太原晉陽	義興陽羨	琅邪臨沂	東部鮮卑					
本伝二八		王湛伝四五	周處伝二八	世說品藻注	元帝紀	段匹碑伝三三				

96	95		94		93	92		91	
庾亮	蘇峻		劉遐	(子)溫放之 (?)溫口	溫麟	王敦	(孫)王琨 (子)王叡 (子)王導	王覽	(子)顧毗 顧胤
太寧二年 (324年)	咸和四年 (324年) 死	永初元年 (326年)	咸和元年 (326年)	太寧二年 (324年) 死	永初元年 (320年)	建興二年 (324年) 死	太寧二年 (324年) 死	咸寧元年 (264年)	隆安二年 (399年)葬
(辭)水昌縣開國公	都亭侯	邵陵縣公 (因除)	泉陵縣公	始安郡公	始安郡公	武昌郡公	始興縣公	武岡侯	即丘子
		1800	1800	3000	1800	10000	3000	600	
				忠武			文獻	貞	
王敦討伐	華軼討伐	劉宋受押	王敦討伐	桓楚受押 桓玄滅亡	蘇峻討伐	劉宋受押	杜弢討伐 王敦舉兵	華軼討伐	五等爵施行
外 C	C	-		C	B			C	
妹は明穆皇后				叔父は大陵縣公溫茂			本伝に「以討華軼功、封武岡侯」とある		
穎川郡陵	長廣掖		廣平易陽		太原禪	琅邪臨沂		琅邪臨沂	
本伝四三	本伝七〇		本伝五一		本伝三七	本伝六八	王導伝三五	王祥伝三〇	孫恩伝七〇

108		107	106	105	104		103		102	
(子)謝混 謝琰	(叔父)謝濬 (甥)謝承伯	(子)謝瑤 (子)謝該	謝安	桓偉	桓歆	桓濟	(子)桓胤	桓沖	(子)周瓊 (子)周瓊	周訪
義熙八年(412年)薨	永初二(420年)薨	元興二(403年)薨	太元五(380年)薨	太元十(385年)薨	元興三(404年)薨	升平四(360年)	義熙三(407年)死	升平四(360年)	寧康(373年)間初	元興二(403年)頃 元興三(404年)死
望蔡公 (國除)	柴桑侯 (國除)	廩陵公 (追)廩陵郡公	巴丘縣公 (追)巴丘縣公	西昌公	臨賀公	臨賀縣公	(國除)	豐城公	(國除)?	尋陽縣侯 楚王
	100									
忠肅		文靖					靖	宣穆	定襄壯	江南討伐
劉毅に連座 淝水の戦い	劉宋受禅 桓玄滅亡 罪有り	桓楚受禅 桓玄滅亡	前秦に関する功 淝水の戦い	袁真討伐	兄の爵を嗣ぐ?	父の爵を嗣ぐ?	洛陽回復	前秦に降伏	成漢平定	吳
A		C	A	A	A	A	A			
		謝該の無子により		書】桓溫伝では西昌侯	桓溫の子。桓帝紀では桓公	劉裕に誅殺される	王を追贈	位した桓玄が太傅、宜城		公に紹封させる
陳國陽夏		陳國陽夏			【太平御覧】卷二百引 「晉中興書」による。「晉書」桓溫伝では西昌侯	桓溫の子。桓帝紀では桓公	誰國龍亢	誰國龍亢		汝南安城
謝安伝四九		本伝四九			太平御覧	桓溫伝六八 桓溫伝六八	桓彝伝四四		本伝二八	

119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	謝玄	
(甥)劉義慶 劉道規	檀惠之 (子)何昌	何無忌 (子)何昌	諸葛長民	劉毅	劉裕	桓俊	桓昇	(子)李歆 (族子)謝惠	李暉 (子)謝汪 (族子)謝明慧	謝石 (子)謝埃 (子)謝靈運	太元五(380)年?	太元五(380)年?
義熙十(415)年	義熙八(406)年 義熙三(404)年薨	義熙二(406)年 義熙六(410)年死	義熙二(406)年 義熙二(406)年死	元熙元(419)年 水初元(420)年	義熙二(406)年 義熙十四(418)年	元興元(402)年 永初元(402)年	義熙十三(417)年薨	隆安四(400)年 永初元(420)年薨	太元十(385)年 太元十三(388)年薨	太元十(385)年 太元十三(388)年薨	東興縣侯 康樂縣公	
(嗣)南郡公 (嗣爵)	華容縣公 (追)曲阿縣公	安成郡開國公	新淦縣公	宋公 (即位)	豫章郡公	豫章郡公	酒泉公	涼公 (國除)	南康郡公	興平縣伯	康樂縣公	
50000	30000	30000	25000	10000								
烈武		忠								襄	獻武	
桓謙討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	劉宋受禪	桓玄討伐	桓玄討伐	叔父の爵を嗣ぐ	劉宋受禪	淝水の戦い	前秦に関する功	淝水の戦い
E	-	-	-	D	E	A	A	E	C	A		
彭城彭城 高平		東海郡	琅邪陽都	彭城沛				桓玄の子。桓楚の豫章郡王				
宋書本伝一	本伝五五	本伝五五	本伝五五	本伝五五				桓玄伝六九				
								陳國龍亢	陳國陽夏	陳國陽夏		
								誰國龍亢	誰國龍亢	謝安伝四九	謝安伝四九	
								桓玄傳六九	桓玄傳六九	宋書本伝	宋書本伝	
								陳西成紀	陳西成紀			
								安帝紀	安帝紀			

128	羊祐	荀勗 (子)荀勗 (弟子)荀勗	甄溫	侯爵 姓名	127	126	120
咸寧三(二七七年)?	景元元(260)年?	咸熙元(264)年	咸熙元(264)	年	太元二(377)年	太康十(289)年薨	永初元(420)年
泰始元(265)年?	咸熙元(264)年	泰始元(265)年	泰始元(265)	年	泰始元(265)年薨	泰始元(265)年薨	臨川王
(辞)南城郡侯	鉅平侯	關中侯	(銅爵)	爵位	無極侯	南陽郡公	新渝縣五等侯
3000	100	600	1000	食邑	(追)歸鄉公	(國除)?	500
				盡		2500	1000
				烈簡成		2500	5000
晉武帝受禪	五等爵施行	魏元帝即位	五等爵施行	封爵の理由	桓		
C		C	魏	祖	桓玄討伐	桓玄討伐	劉宋受禪
郡公を固辞	皇后	蔡邕の外孫。姉は景獻羊	文昭甄皇后は大叔母	備考	後秦へ出奔	劉毅討伐	桓玄討伐
泰山南城		濟北郡公を固辞	中山無極	本貫			劉宋受禪
			穎川陥陰	典拠			
			三國志文昭甄皇后伝				
			宋書本紀五				
			宋書本紀五				
			彭城彭城				
			彭城彭城				
			彭陽武				
			扶風郿				
			彭城彭城				
			宋書本傳一				

										(兄子)羊篇 (祐兄來孫) 羊法興	咸寧四(278)年薨
136		135		134	133	132	131		130	129	
步跋	(子)盧淳	盧欽		魯芝	解旣	(子)任愷 (子)任罕	武陔	(孫)李志	李胤	(子)李贊	
泰始八(272)年	泰始元(265)年以前 泰始四(265)年薨 泰始九(265)年薨	正元元(254)年 甘露三(258)年 景元元(260)年 咸熙元(264)年 泰始元(264)年	泰始元(265)年 咸熙元(264)年	咸熙元(264)年	太康三(282)年薨	咸熙元(264)年 泰始元(265)年	泰始元(265)年	廣陸伯	關中侯	元興三(404)年	太元二(377)年
江陵侯	大利亭侯	大利亭侯	陰平侯	陰平伯 蘆城鄉侯	武進亭侯	崇鄉侯	昌國縣侯	薛縣侯	亭侯	禪侯	(國除) 5000
	元	貞			200 1300 2100						成
孫與から降伏	父の爵を嗣ぐ					晋武帝受禅		五等爵施行	晋武帝受禅	晋武帝受禅	桓玄滅亡
吳	A	-	-	C	C			C	C		羊祐の無子により 「藝文類聚」卷五十一引 「晉中興書」による
五等爵か列侯か不明	侯を指すか。	「三国志」蘆城伝によれば、父である蘆城の爵に 該の爵は孫の蘆藩が嗣い だ。同伝には「封一子亭 侯」ともあるので、これ		魏の明帝の娘を娶る。た だ五等爵か列侯か不明							
臨淮淮陰		范陽涿		扶風鄧	濟南著	樂安博昌	沛國竹邑	遼東襄平	上黨銅鞮		
三国志歩跋伝		本伝一四		本伝六〇	解系伝三〇	本伝一五	本伝一五	本伝一四	本伝一		

145	144	143	142	141	140		139	138	137
賈混	王□ (從子)王□	王戎	(甥)周闐 (子)周顥	周浚	唐彬	王濬 (子)杜乂	杜預	楊駿	孫楷
太康元(280)年	太康元(280)年	永興二(305)年	太康元(280)年	太康元(280)年	泰始元(265)年	泰始八(272)年	景元四(263)年	永平元(291)年	咸寧二(276)年
永平侯	江陵侯	安豐縣侯	貞陵亭侯	武城侯	射陽侯	上庸縣侯	關內侯	豐樂亭侯 (增邑)	臨晉侯
		6000	6000	6000	6000	10000	6000	150	
		元	烈康	襄	武	穆	成		
賈充の孫吳平定	王沖の孫吳平定	父の爵を嗣ぐ 孫吳平定	孫吳平定		晉武帝受禅 孫吳平定	張弘討伐 孫吳平定	孫吳平定	父の爵を嗣ぐ 蜀漢平定	后父
外 C	A	C	C	C	C	C	C	外 C	吳
五等爵か列侯か不明	賈充の弟	王沖の子				娘は成恭杜皇后	「諸公贊」では八千戸	司馬懿の娘(高陸公主)を娶る 『三国志』(杜畿伝注引)「首	五等爵が列侯が不明
平陽襄陵	太原晉陽	琅邪臨沂		汝南安成	魯國鄉	弘農湖	京兆杜陵	弘農華陰	吳郡富春
賈充伝一〇二	王沖伝一二	本伝一三	本伝三九	本伝三一	本伝一二	本伝一二	本伝六三	本伝一〇	三国志孫權伝

160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	(子)王遐	王俊	朱整	148	147	146	
(弟孫劉顥)	劉顥	盧志	石超	劉寔	郭彰	董猛	(子)何璋	何攀	裴該	周謨	(子)王遐	太康十(289)年薨	太康九(288)年薨	胡奮	李高	太康元(280)年	
永康元(300)年薨	永嘉元(301)年薨	永興元(302)年薨	永和六(350)年薨	咸熙元(264)年	元康元(290)年	永寧元(301)年	太康元(280)年	永平元(291)年	永平元(291)年	西平侯	廣興侯	夏陽侯	夏陽子	縣侯			
(追)榮鄧縣侯	武強開國侯	□□侯		循陽子	冠軍縣侯 (國除)	武安侯	關內侯	臨海侯	武昌侯	雩婁侯	水世侯						
1500								2000	10000								
貞			元	烈			簡	元						壯		孫吳平定	
賈謐誅殺	趙王倫討伐	孫秀討伐		楊駿討伐	楊駿討伐	楊駿討伐	楊駿討伐	楊駿討伐	楊駿討伐	五等爵列侯か不明	五等爵列侯か不明	五等爵列侯か不明	五等爵列侯か不明			一	
C	B	A	D	外	-	-	C	A	-	A	A	-	A			等爵か不明	
封建論を展開		「以功封侯」とあるのみ。列侯か?		五等爵列侯か不明						五等爵列侯か不明	五等爵列侯か不明	五等爵列侯か不明	五等爵列侯か不明			「華陽國志」卷十一。五	
廣陵		范陽涿	渤海南皮	平原高唐	太原	不			獨郿鄉	河東聞喜	汝南安成	廬江灤	琅邪臨沂	不明		安定臨涇	
本伝一六		盧欽伝三四	石苞伝三	本伝一二	賈充伝一〇	惠賈皇后伝一	本伝一五	裴秀伝五	王祥伝三	本伝三一	本伝二一	本伝二一	本伝二七	武帝紀		華陽國志	

172	171	170	169	168	167		166	165	164	163		162	161
甘卓	周札	李陽	王衍	羅尚	宗承	(子)王愷之	王湛	劉輿	劉琨	王廣	(從孫)裕翰	裕紹	李毅
永嘉四(310)年頃	永嘉三(310)年頃	永嘉三(310)年頃	永嘉三(310)年頃	永嘉二(309)年	永嘉二(309)年	太元(376)未薨	太康元(280)年卒	光熙元(306)年薨	永興二(305)年薨	太安元(302)年薨	太康元(280)年	太安元(302)年	李毅
于湖侯	都亭侯	南鄉侯	東遷縣侯	漳浦亭侯	重安開國侯	武陵侯	柴桑縣侯	藍田縣侯	閔內侯	定襄侯	廣武侯	武陵縣侯	閔內侯
前後の武功	石冰討伐	陳敏討伐	徐馥討伐	錢瑜討伐	永嘉の乱	陳敏討伐	李特討伐	河間王顓討伐	王津の孫吳定	前後功績	河間王顓討伐	河間王顓討伐	孫吳平定
吳	吳	一	C	C	-		A	C	C	A		D	E
五等爵か列侯か不明	『華陽國志』卷十二による	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	『華陽國志』卷八による	五等爵か列侯か不明				五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明			『華陽國志』卷八による
丹楊	義興陽羨	蜀郡	琅邪臨沂	襄陽	南陽涅陽		太原晉陽	中山魏昌	中山魏昌	劉琨伝三二	本伝三二	譙國銘	廣漢
本伝四五〇	周處伝二八	華陽國志	華陽國志	北史宋懷伝	北史宋懷伝		本伝四五	本伝四五六	王舒伝四五六	本伝五九	本伝五九	華陽國志	華陽國志

184	183	182	181	180	179	178	177	176		175	174	173	
廣澤 趙胤	(子)應玄 (從孫)阮廣	應賀 阮孚	祖約	(子)下滔	卞敦	周贊	王協 (弟子)王謐	曹疑	李矩	趙誘		戴淵	
水嘉元(324年) 太寧二(324年)	太寧二(324年) 咸和六年(331年)薨	太寧二(324年) 咸和六年(329年)死	建興三(315年) 元興三(404年) 義熙三年(407年)薨	太寧二(324年) 元興三(404年) 太寧二(324年)頃薨	武昌侯 武康縣侯 武陵侯	廣饒侯		元康九(299年) 太興元(318年) 太寧三(325年)薨	建興三(315年) 永昌元(322年)薨			永昌元(322年)薨	
零陵縣侯 東鄉侯 都亭侯	湘南縣侯	瀕陽縣侯	南安縣侯	五等侯	益陽縣侯	武康縣侯	武陵侯	平陽縣侯	平阿縣侯	東明亭侯 脩武縣侯		林陵侯	
	1600	1600			1600								
		烈			敬	文恭				敬	簡	敬	
陳敏討伐 王敦討伐	軍功 王敦討伐	杜疇討伐 王敦討伐	王敦討伐	王敦討伐	杜疇討伐 王敦討伐	桓楚受禪	父の田爵を嗣ぐ		元帝即位	杜弢討伐 齊萬年討伐 劉聰討伐		賊軍討伐	
吳	C	C	C	C	C	吳	A	-	-	-	-	吳	
五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵と共に侯	阮孚の無子により 五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	桓楚の爵位か	王導の子	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	「晉書」では趙誘して戴 若思とある 後趙に関する戦功	
台稽除姚	淮南		汝南南頓	陳留尉氏	范陽道		琅邪臨沂			平陽	淮南	廣陵	
本伝四六 明帝紀			本伝四〇	阮籍伝一九	本伝七〇		義興陽羨	周處伝二八	王導伝三五		本伝三三 本伝二七	本伝三九	

195	194	193		192	191	190	189		188		187		186		185	
溫式之	庾冰	(子)顏含	(子)毛穆之	毛寶	羊斐	虞預	賈含	(子)王晞之	王允之	王舒	(子)高書	高悝	張鎮	(子)虞屹	(子)虞驥父	(子)虞屹
建元二年(344年薨)	咸和三年(3217年)	咸和四年(3228年)	咸康五年(3239年)	咸康六年(3240年)	太寧二年(329年)	咸和四年(329年)	咸康八年(342年)	咸康九年(343年)	永初元年(420年)	咸和四年(329年)	咸和八年(333年薨)	元帝崩	太寧二年(324年)	咸和四年(329年)	咸和四年(329年)	咸和四年(329年)
新建縣侯	(辭)新吳縣侯	都鄉侯	西平縣侯	建安侯	州陵縣開國侯	豐城縣侯	平康縣侯	西鄉侯	夏陽縣開國侯	番禺縣侯	彭澤縣侯	□□侯	建昌伯	興道縣侯	(國除)	武昌縣侯
				509					(國除)							1500
忠成		靖	烈			戴		忠	穆							孝烈
	蘇峻討伐	華軒討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	王敦討伐	蘇峻討伐	劉宋受禪	蘇峻討伐				王含討伐	王廢叛亂	蘇峻討伐		
A	外	C	C	-	C	吳	吳	B	B	-	-	-	-	「世說新語」排調篇注引	「張晉梧碑」による。五等爵か列侯か不明	「其子崧求直無已、今特 聽傳侯爵」とある
五等爵か列侯か不明	娘は廢帝の孝皇后	五等爵か列侯か不明			五等爵か列侯か不明			五等爵か列侯か不明		五等爵か列侯か不明						
太原祁	頴川郡陵	琅邪莘		榮陽武	太山	會稽餘姚	南陽西鄂		琅邪臨沂		琅邪臨沂	廣陵	吳郡			
溫嶠伝三七	庾亮伝四三	本伝五六		本伝五一	本伝五二	膝脩伝二七		王舒伝四六	本伝四六	高崧伝四一	本伝四六		世說新語			

	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	劉懷肅					
戴□	車胤	微	謝峻	(子)桓肅之	桓伊	桓景	桓謙	張玄之	丁穆	伏滔	孫盛	(子)范康	(甥)范弘之	(從子)范暉	范汪	王尚述	庾消				
義熙二(406)年	寧康(373)年間初	隆安四(400)年初	桓石度	(子)桓陵	太和六(371)年	元興三(404)年死	太元六(381)年	永和三(347)年	永和五(370)年	太和五(356)年	死	元嘉二十二(445)年	咸和四(329)年	永和三(347)年	咸和四(330)年						
東興侯	廣信侯	臨湘侯	關內侯	建昌縣侯	(追)作塘侯	(國除)	長社侯	宜城縣子	永脩縣侯	寧都侯	晉定侯	聞喜縣侯	吳昌縣侯	安懷縣侯	武興縣五等侯	杜侯	達昌侯				
二〇〇〇																					
							烈								穆	忠					
桓玄討伐	軍功			謝峻の功績	閻震討伐	劉宋受禪	淝水の戦い	前秦にに関する功	桓沖の閻震討伐	桓沖	功劳	袁真討伐	洛陽平定	成漢平定	蘇峻討伐	郭默討伐	成漢平定				
E	-	吳	A	B	B	B	A	-	-	-	C	-	-	-	「經典叢文」卷一による						
劉裕の從母兄。五等爵か	五等爵か列侯か不明	か不明	謝峻の子。五等爵か列侯				孝武帝紀には永脩公とある	五等爵か列侯か不明	桓沖の子。桓楚の新安郡王	桓沖の子。桓楚の新安郡王	五等爵か列侯か不明	五等爵か列侯か不明	桓安の子。桓楚の新安郡王	桓安の子。桓楚の新安郡王	桓安の子。桓楚の新安郡王	南陽順陽	琅邪	新野			
彭城彭城	誰國	南平		陳國陽夏	誰國龍亢	誰國鉉	誰國鉉	誰國鉉	誰國龍亢	誰國鉉	誰國鉉	平昌安丘	誰國	本伝五九	本伝六二	太原中都	本伝五二	宋書本伝	本伝六一	本伝四五	北史陳季才伝
宋書劉懷肅伝	謝安伝四五九	本伝五三	宋書本伝	謝安伝四五九	桓彝伝三四四	桓宣伝五一	桓彝伝四五四	桓宣伝四五九	桓安伝四五九	桓安伝四五九	桓安伝四五九	桓安伝四五九	桓安伝四五九	桓安伝四五九	桓安伝四五九	桓安伝四五九	宋書本伝	本伝六一	本伝四五	經典叢文	北史陳季才伝

226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212	211	(甥)劉蔚祖	義熙(407)年薨	
朱齡石	劉遵 (子)王誕	王湜 (子)王誕	杜慧度	王弘 (弟)檀朗	檀祗 (子)檀獻	徐廣	沈林子	臧廣	王叡 (子)孫宗世	孫處	檀韶	臧熹	江夷	沈淵之	毛祐之			
義熙十一(415)年	義熙九(413)年薨	義熙十(414)年薨	永初元(420)年	義熙十四(418)年薨	元熙(419)年間薨	元嘉二(425)年薨	義熙二(406)年頃?	義熙三(407)年	永初元(420)年	義熙九(413)年	永初元(420)年	義熙二(406)年	義熙三(407)年	義熙九(413)年	義熙十(415)年薨	義熙一(406)年	義熙二(406)年	義熙三(407)年
豐城縣侯	(追)監利縣侯	(追)作唐縣五等侯	龍編縣侯	華容縣公	華容縣五等侯	西昌縣侯	樊成縣五等侯	漢壽縣伯	資中縣五等侯	(追)安復縣侯	(追)南無平定	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐	桓玄討伐
1000	700					威												
誰蜀平定																		
C	E	A	C	C	-	E	-	E	-	-	-	-	E	E	C	E		
安帝紀では豊城公氏を要る	劉道規の從母兄である蕭																五等爵か列侯か不明	
沛郡沛		臨淮海西	琅邪臨沂	交趾	琅邪臨沂	高平金鄉	東莞姑幕	吳興武康	東莞莒	太原祁	宋書王興	高平金鄉	東莞莒	濟陽賈城	吳興武康	宋書江夷伝	榮陽陽武	毛寶伝丘・
宋書朱齡石伝	宋書王誕伝	宋書杜慧度伝	宋書王叡伝	宋書本伝	宋書檀祗伝	宋書本伝	宋書臧廣伝	宋書王弘伝	宋書臧熹伝	宋書自序	宋書孫處伝	宋書宋書	宋書宋書	宋書宋書	宋書宋書	宋書宋書	宋書宋書	

240	239		
和邇 (子)山該	山濱	伯爵 姓名	
太康四(283)年薨	咸熙元(264)年 泰始元(265)年	年	
上蔡伯	新蔡子 新魯伯	爵位	
		食邑	
	康	公爵	
	晋武帝受禅	五等爵施行 封爵の理由	
C	D	相	
		備考	
汝南西平	河内懷	本貫	
和嶠伝一五		本伝・三 典撿	

250	249	248	247	246	245	244	243	242	241	(子)和靖
(子)蘇恢	蘇晉 (子)陶汪	(子)陸始	(子)顧昌	顧嵩	尹奉 (子)陶定 (子)陶裴之	陶旗 (子)諸葛	諸葛恢 (子)劉訥	劉超 (子)劉訥	周顥 (子)楊綏	楊肇 (子)楊潭
隆安三(399年薨)	咸和四(329年薨)	咸和七(341年薨)	建武元(317年薨)	太寧二(324年薨)	永初元(420年未?)	永嘉五(311年)	太寧二(324年薨)	太寧二(324年死)	永嘉五(311年薨)	咸寧二(276年薨)
東安縣開國伯	康樂伯	興平伯	都陽縣侯	遷陵伯	郴縣開國伯 (國除)	建安伯 博陵亭侯	零陵伯 原鄉亭侯	水寧伯	東武伯	
								200		
簡	威	康	靖			敬	忠		康戴	簡
父の旧爵を嗣ぐ	蘇峻討伐	蘇峻討伐	華軼討伐	劉宋受禪		王敦討伐 周馥討伐	王敦討伐 左右勤勞	叛亂 陳敏討伐		
A	吳	吳	吳	一	A	吳	D	C	C	
蘇晉の子				「華陽國志」卷四による					謀、潘安仁楊荊州による	「文選」卷十六潘安仁懷舊賦、卷五十六潘安仁楊荊州
高平金	丹楊秣陵	吳郡吳	吳國吳	不明	廬江尋陽	琅邪陽都	琅邪臨沂	汝南安成	榮陽宛陵	
蘇晉伝三七	本伝四八	陸疇伝四七	華陽國志	陶侃伝三六	本伝四七	本伝四〇	周浚伝三一	文選		

276	275	274	273	272	271	270	269	268	267	266	265	264	
(子)劉胤 陸嘏 (孫)紀友	劉胤 陸嘏 (孫)紀友	王恬 紀瞻	邵縉	盧珽	(子)傅咸 (子)傅咸	傅玄	王恂 (舒從孫)魏融 (庶孫)魏融 魏兒	魏舒	郭正	王憲	孫宏	劉正	
咸和四 (3 2 9) 年	咸和四 (3 2 9) 年	太寧二 (3 2 4) 年 建武元 (3 1 7) 年	建興(3 1 8) (年間)	咸始元 (2 6 5) 年	咸寧四 (2 7 8) 年 元康四 (2 9 3) 年 薨	景元四 (2 6 3) 年 咸熙元 (2 6 4) 年 咸熙元 (2 6 4) 年 元康四 (2 7 8) 年 元康四 (2 9 3) 年 薨	咸熙元 (2 6 4) 年 元康四 (2 7 8) 年 元康四 (2 9 3) 年 薨						
豐城子 新康子 華容子	都鄉侯 臨湘侯	即丘子 (國除)	祝阿子	廣燕子	鴻臚子 (追)清泉侯	承子	蘭陵侯	劇陽子	汾陽子	陽曲侯	膠東子	中都侯	
蘇峻討伐 陸暉の蘇峻討伐	王敦討伐 陳敏討伐 王敦討伐	穆	憲	穆	貞剛			康					
E	吳		A	C	A	C	外	B	E	B	A	A	
陸暉の子	王導の子	「新唐書」卷七十三上宰相世系三上	姊妹は文明王皇后										
東萊掖	吳郡吳	丹楊秣陵	琅邪臨沂	魏郡安陽	范陽涿	北地泥陽	東海鄭	任城樊	太原陽曲	東郡廢丘	太原中都	涿郡	
本伝五 一	陸暉伝 四七	本伝三八	王導伝 三五	本伝三三	新唐書	本伝一七	三国志王朗	本伝一	三国志郭淮伝	三国志王觀伝	三国志王觀伝	三国志劉放伝	

287	286	285	284	283	男爵 姓名	282	281	280	279	278	277
庾岐	胡母輔之 (甥)劉淇	劉喬 (子)劉淡 (子)劉耽 (子)劉挺	江義 (子)江統	郭奕	年	(子)袁洵 到彦之	袁約	(子)王靈福 王鎮惡	毛安之 (子)毛澤	朱序	太和元(366)年 太元十八(393)年 咸安二(372)年 薨
秦始元(265)年	永嘉元(302)年 (311)年頃 燒	永平元(291)年 永康元(300)年	泰始(265)年間 太康八(288)年薨	義熙(405)年間 義熙十四(418)年薨	年	水初元(420)年	義熙九(413)年卒	義熙九(413)年 義熙十四(418)年薨	水初元(420)年	永都子	襄平子
關中侯	陰平男	關中侯 安衆縣男	亢父男	平陵男	爵位	假山縣子	(追)南昌縣五等子	博陵縣五等子 漢壽縣子	陽翟子	平都子	司馬勳討伐
晋武帝受禪	齊王問討伐	楊豐討伐 費譖討伐	一	封爵の理由	謚	軍功	誰獨平定	劉毅討伐	盧恢討伐	盧恢討伐	司馬勳討伐
E	D	C	-	-	相	-	C	E	C	A	C
		『宋書』劉淇伝では安衆 縣五等男 娘を恒温に嫁がす	魏末晋初の人物か		備考			前秦の王猛の孫 裴注引『庾氏譜』による			
頴川郡陵	泰山奉高	南陽涅陽	陳留圉人	太原陽曲	本貫	彭城武原	陳郡陽夏	北海劇	榮陽陽武	義陽	本伝五
本伝一〇	本伝一九	宋書劉淇伝	本伝三	江統伝二六	典拠	南史劉彦之伝	宋書袁洵伝	宋書王鎮惡伝	宋書王鎮惡伝	毛寶伝五	毛寶伝五

301	300	299	298	297	296	295	294	293	292	291	290	289	288
孟懷玉	(甥)孟微生	孟龍符	孟登之	袁淇	(子)劉敬宣	劉牢之	殷師	(子)桓序	桓雲	桓宣	(子)庾統	孔坦	庾闢
義熙十一(4115)年薨	義熙二(406)年	義熙十四(406)年薨	元興元(402)年薨	太元八(383)年	建元元(344)年薨	咸和三(328)年	咸和三(328)年	咸和三(328)年	永和六(350)年	永和十二(356)年卒	永和三(328)年	成和三(328)年	泰始九(273)年卒
陽豐縣侯	(追)臨沅縣男	平昌縣五等男	曲江縣五等男	武岡縣男	沙陽男	萬寧縣男	竟陵男	廣陵男	晉陵男	吉陽男	悌歸男	濟陽男	長岑男
250	1000	1000			100						(國除)		
			敬			貞			簡	簡	貞	文穆	貞
盧循討伐	桓玄討伐	南燕平定	桓玄討伐	桓玄討伐	淝水の戦い	兄の旧爵を嗣ぐ	軍功	蘇峻討伐	蘇峻討伐	蘇峻討伐	不敬	蘇峻討伐	蘇峻討伐
C	C	C	C	D	C	A	C	外	C	C	E	C	C吳
には同様の例が多い	何故か降爵しているかのよう。以下東晋末の賜爵					桓溫の弟	本紀には公爵とある	姉妹は明穆庾皇后					
平昌安丘		平昌安丘	穎川鄧陵	陳郡陽夏	彭城	陳郡	譙國龍亢	譙國銘	穎川鄧陵	會稽山陰	穎川鄧陵	陳留考城	汝南安城
宋書孟懷玉伝		宋書孟懷玉伝	宋書孟懷章之伝	宋書袁淇伝	本伝五四	殷仲堪伝五四	桓彝伝四四	本伝五一	庾亮伝四三	孔倫伝四八	本伝六二	本伝四七	袁瓌伝五三

													(子)孟慧熙
314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302	
沈叔任	劉敬順	毛德祖 (子)劉康祖	劉度之	劉義宗	吉翰	庾悅	虞丘進	劉粹	劉鍊	向靖	王鎮之	柏道濟	
義熙十一(415年)	義熙十三(417年)	義熙十(414年薨)	義熙九(413年)	義熙九(413年)	太元十(385年)	永初元(406年)	義熙二(406年)	義熙二(406年)	義熙三(407年)	義熙七(411年)	永初元(420年)	義熙二(406年)	義熙二(406年)
寧新縣男	高昌縣男	灌陽縣侯	遼陵縣侯	(追)新康縣男	(追)新陽縣侯	建安縣侯	關內侯	西安縣五等侯	永新縣男	安丘縣五等侯	曲江縣侯	山陽縣五等侯	吳興縣五等侯
440					500	250	500	500	500	500	1000	500	1000
誰蜀平定	父の旧爵を嗣ぐ	後秦平定	司馬休之討伐	司馬休之討伐	劉宋受押	父の旧爵を嗣ぐ	南燕平定	桓玄討伐	劉毅討伐	桓玄討伐	劉宋受押	桓玄討伐	劉宋受押
C	-	-	E	C	-	-	B	-	-	-	D	-	
			「魏書」明元帝紀には觀 陽伯とある		劉道濟の子								本伝に「懷玉別封陽豐 男、子慧熙嗣」とある。 何らかの紹封か
吳興武康	彭城彭城	榮陽陽武	彭城呂		新川郡陵	馮翊池陽	東海鄭	沛郡蕭	彭城彭城	河內山陽	琅邪臨沂	高平金鄉	
宋書沈渢之伝	宋書劉鍊伝	毛寶伝五一	宋書劉康祖伝	宋書吉翰伝	宋書長沙景	宋書吉翰伝	宋書虞丘進伝	宋書劉粹伝	宋書向靖伝	宋書王鍊之伝	宋書劉鍊伝	宋書柏道濟伝	

319	318		317	316	315	
王康	袁奥 (子)嗣國才	嗣恩	胡藩	劉懷怡	(孫)沈暢之	義熙十四(418)年薨
		義熙七(411)年 義熙十(414)年 義熙十四(418)年 義熙十五(415)年 義熙十六(416)年	義熙十(411)年 陽山縣五等子 陽山縣侯 北至縣五等男 新寧縣男	南城縣男 南城縣侯 吳平縣五等子 500 500	500 1000	南燕平定ほか 劉宋受禪
西平縣男	新蔡男			盧循討伐 司馬休之討伐 張堅討伐 誰獨平定 前後の功勞	盧循討伐 司馬休之討伐 張堅討伐 誰獨平定 前後の功勞	盧
E	—	—	—	—	—	E
前秦の王猛の孫	「北堂書鈔」卷五十六引 「晉錄」による	不明	蘭陵承	豫章南昌	劉懷肅の弟	
北海劉	北堂書鈔	宋書胡藩伝	宋書劉懷怡伝	彭城彭城	宋書劉懷肅傳	
宋書王頌惡伝						

340	339	338	337	336	335	334	333	332	331	330	329	328	327	326		
段灼	齊琰	王蘊	王濬	何準	褚裒	虞豫 (子)虞胤	王聿 (子)馬威	馬隆	夏侯莊 (子)李重	霍原	膝脩	陶璜 (?)楊超	楊炳 (子)胡奕			
景元四(263)年	太元九(384)年卒	寧康三(375)年	隆和元(362)年	升平元(357)年	永和五(349)年卒	咸和元(329)年	永昌元(322)年	太熙元(290)年				太康元(280)年	太康九(289)年卒	太康元(280)年	亭侯 (嗣爵)?	
關内侯	武邑侯	(辭)建昌縣侯	(追)晉安縣侯			都鄉亭侯	平山縣侯	敏陽侯	奉高縣侯	清明亭侯 (嗣爵)?	都亭侯	列侯	武當侯	宛陵侯	穆	
					元穆					成定		聲			父の爵を嗣ぐ	
蜀漢平定		后父	后父	后父	蘇峻討伐	后父	公主の爵を嗣ぐ			父の爵を嗣ぐ?					歴から見ても、列侯か	
一	一	外 E	外 C	外 C	外 C	外 父	一	外 C	C	一	吳	吳	外 C	「晉書」では避諱して楊文宗	秋に爵位のことはない 経	
九品法を批判	下による	娘は孝武定王皇后。同じく列侯か 書に據る	娘は穆羣何皇后。虞豫と 同じく列侯か	娘は袁靖王皇后。「太平御覽」卷二〇二引「晉中興	娘は袁靖王皇后。太平御覽	父は王濟	娘は元敬廣皇后。その妻は常山公主	娘は元夏侯太妃	九品法批判を展開	られない	本伝には爵位のことが見	ら、列侯の可能性が高いことか	孫吳降伏	娘は武元楊皇后。楊駿は弟か	弘農華陰	本伝六三
敦煌	高陽	太原晉陽	太原晉陽	河南陽翟	濟陽外黃	東平平陸	沛國淮	江夏鍾武	燕國廣陽	南陽西鄂	丹楊秣陵	李重伝二七	本伝二七			
列伝二八	新唐書	本伝六三	太平御覽	本伝六三	本伝六三	本伝六三	王仲伝一二	元夏侯太妃	李重伝一六							

344	343	342	341
陸機	孫皓	干寶	葛洪
永康元年 （303） 太安二年 （303） 卒	太康五 （284） 年死	建興二 （315） 年	永嘉四 （310） 年頃
關中侯	歸命侯	關內侯	關內侯
賈謐討伐	孫吳降伏	杜弢討伐	石冰討伐
吳	吳	吳	吳
封建論を述べる	吳の皇帝。 らく名號侯	吳の皇帝。 歸命侯はおそ	一抱朴子』自序では關中 候
吳郡吳	吳郡富春	新蔡	丹楊句容
本伝三四	晋武紀	本伝五	本伝四